

新潟市契約公報

第 12 号

令和 6年 4月 26日発行

発行所

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市役所

目 次

【入札公告】

- 新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業・・・・・・・・・・ 2

【入札参加資格に関する公告】

- 特定調達契約（建設工事）に係る競争入札参加者の資格に関する公告・・・ 11
- 特定調達契約（建設コンサルタント）に係る競争入札参加者の資格に関する公告
・・ 14

【落札公告】

- 新潟市電子入札システム機器更新等業務委託・・・・・・・・・・ 17

入札公告

下記のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号。以下「規則」という。）第 8 条及び新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 19 年新潟市規則第 88 号）第 3 条の規定に基づき公告する。

なお、この入札に係る調達は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受けるものである。

令和 6 年 4 月 26 日

新潟市長 中原 八一

1 競争入札に付する事項

(1) 事業名称

新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業

(2) 事業場所

新潟市江南区亀田 1835 番地 1

(3) 事業概要

一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）の整備及び運営

処理能力 : 420t/日（140t/24h×3 炉）

処理方式 : ストーカ式

事業方式 : 施設の設計・建設及び運営に係る業務を事業者が一括して行う DBO（Design Build Operate）方式にて実施する。

(4) 事業期間

事業期間 : 事業契約締結日（本契約としての成立日をいう。以下同じ。）から令和 32 年 3 月 31 日まで

設計・建設期間 : 事業契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

運営期間 : 令和 12 年 4 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日まで

(5) 予定価格

72,924,060,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(6) 入札方法

建設費と運営費の総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業（以下「構成企業」という。）は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。

イ 設計・建設業務において、市と建設工事請負契約を締結する者は次のいずれかとする。

（ア）建設工事請負契約を締結する者が 1 者の場合には、その者は構成員とならなければならない。

（イ）共同企業体を組成する場合には、共同企業体を構成する者のうち本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は入札参加者の構成員、それ以外の者は構成企業とならなければならない。なお、共同企業体の運営形態（共同施工方式、分担施工方式）は任意とする。

ウ 運營業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。

エ 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。

オ 入札参加者は、「2（2）ウ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす 1 者を「代表企業」として定め、代表企業が入札手続き等を行うものとする。また、代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合 50%超）になるものとする。

カ 建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合は、代表企業が共同企業体の代表者となり、当該共同企業体が共同施工方式の場合、代表企業の出資比率が最大、それ以外の者は出資比率が 15%以上となるものとする。

キ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、落札者決定日までの間に特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

ク 入札参加者の構成企業が他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退し

た構成企業についても同様とする。

ケ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

コ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

（2）各業務を行う者の要件

入札参加者は、以下のアからエの各項の要件を満たす企業を含むものとする。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたることが可能である。

ア 本施設の建築物の設計を行う者の要件

入札参加者のうち本施設の建築物の設計を行う者は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を行う 1 者が次の要件を全て満たすこと。

（ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。

（イ）市の競争入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタント「一級建築設計」の登載者であること。

イ 本施設の建築物の建設を行う者の要件

入札参加者のうち本施設の建築物の建設を行う者は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者が次の要件を全て満たすこと。

（ア）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

（イ）本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3 か月以上の直接的な雇用関係があること。

（ウ）市の競争入札参加資格者名簿の工種「建築一式」の登載者であること。

（エ）参加表明書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が 1,000 点以上であること。

（オ）過去 15 年間（平成 21 年度以降）に稼働を開始した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、全連続式焼却施設の建築物に係る建設工事の実績として、以下のいずれかを有すること。

- ・元請の場合：単独企業又は共同企業体^{*}としての実績とする。ただし、建築物の一部のみの建設工事实績は認めない。
- ・下請の場合：一次下請け（単独企業又は共同企業体^{*}）としての実績とする。ただし、元請企業に建築物に係る建設工事を担当する企業が含まれる場合

及び建築物の一部のみの建設工事実績は認めない。

※共同企業体の場合は、共同施工方式では、出資比率 20%以上の実績、分担施工方式では、当該共同企業体を構成する者において、建築物に係る建設工事を行う者のうち最大の施工能力を有する者（分担工事額が最大の者）としての実績に限る。

ウ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

入札参加者のうち本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、代表企業とし、次の要件を全て満たすものとする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも代表企業が次の要件を全て満たすこと。

(ア) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 本施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3 か月以上の直接的な雇用関係があること。

(ウ) 市の競争入札参加資格者名簿の工種「清掃施設」の登載者であること。

(エ) 参加表明書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が 1,000 点以上であること。

(オ) 過去 15 年間（平成 21 年度以降）に稼働を開始した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設について、以下に示す施設要件を満たす施設のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を有すること。

- ・処理能力：100t/日・炉以上（複数炉）

- ・処理方式：ストーカ式

エ 本施設の運営を行う者の要件

入札参加者のうち本施設の運営を行う者は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、運転管理業務を担う 1 者は次の要件を全て満たすこと。

(ア) 市の競争入札参加資格者名簿の業務委託の登載者であること。

(イ) 過去 15 年間（平成 21 年度以降）に稼働を開始した地方公共団体の一般廃棄物処理施設でボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設における DBO 事業又は PFI 事業での施設の運転管理業務実績を 1 年以上有すること。なお、当該事業について、特別目的会社が元請の場合には、特別目的会社の出資者であり、当該事業の運営業務において運転管理業務を担っている者については、本要件を満たすものとする。

(ウ) 新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 8 年 7 月 2 日条例第 26 号）第 45 条に定める廃棄物処理施設技術管理者の要件を満たし、地方公共

団体発注の一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設における現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

(3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 市の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない者。なお、市の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない者（当該種目に登録のない者も含む。）は、6月14日まで申請・登録を行うことができる。申請・登録方法については、入札説明書による。
- ウ 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく入札参加資格停止の措置を受けている者。
- エ 次の（ア）から（キ）までのいずれかに該当する者。
 - （ア）暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （イ）暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （ウ）役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員である者
 - （エ）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - （オ）自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （カ）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （キ）その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- カ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- ク 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- ケ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申

立てがなされている者。

コ 清算中の株式会社である事業者で、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。

サ 国税又は地方税を滞納している者。

シ 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している株式会社エイト日本技術開発又はその協力会社である豊原総合法律事務所と、資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

ス 本事業に係る委員会の委員、委員が属する法人及び委員と前記シに示す資本面若しくは人事面において関連がある者。

3 入札手続等

(1) 担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

郵便番号 951-8550

新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

新潟市環境部循環社会推進課整備グループ

電話：025-226-1427（直通）

電子メール：junsui@city.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書等の公開期間及び入手方法

本公告の日からホームページでダウンロードすること。

<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/gomishigen/gomishisetsu>

(3) 入札説明書等に関する質問書の提出期間、場所及び提出方法

ア 提出期間

第 1 回：本公告の日から令和 6 年 5 月 17 日 午後 3 時まで

第 2 回：令和 6 年 7 月 4 日から 7 月 12 日 午後 3 時まで

イ 場所及び提出方法

上記 3（1）に電子メールにより提出。

(4) 参加資格審査申請書類の提出期限、場所及び提出方法

ア 提出期限

令和 6 年 6 月 21 日 午後 3 時まで

イ 場所及び提出方法

持参の場合：上記 3（1）の場所に持参。受付時間は、休日を除く午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までを除く）とする。

郵送の場合：書留又は配達記録郵便とし、上記 3（1）の場所に必着とする。

- (5) 参加資格審査結果の通知
参加資格審査結果は、令和6年7月3日までに郵送により通知する。
- (6) 対面的対話に関する書類の提出期間、場所及び提出方法
- ア 提出期間
令和6年7月4日から令和6年7月12日 午後3時まで
- イ 場所及び提出方法
上記3(1)に電子メールにより提出。
- (7) 入札提案書類の提出期限、場所及び提出方法
- ア 提出期限
令和6年10月25日 午後3時まで
- イ 場所及び提出方法
持参の場合：上記3(1)の場所に持参。受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)とする。
郵送の場合：書留又は配達記録郵便とし、上記3(1)の場所に必着とする。
- (8) 提案書に関するヒアリング
- ア 日時及び場所
予定時期は令和7年1月下旬とし、詳細な日時及び場所については、決定後、別途公告及び各参加資格審査通過者の代表企業に通知する。
- イ 実施方法
入札説明書による。
- (9) 開札
- ア 日時及び場所
予定時期は令和7年1月下旬とし、詳細な日時及び場所については、決定後、別途公告及び各参加資格審査通過者の代表企業に通知する。
- イ 実施方法
入札説明書による。
- (10) 入札の無効
次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
- ア 入札参加資格を有しない者が入札したとき
- イ 入札書が所定の日時までに到着しないとき
- ウ 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき
- エ 入札者が協定して入札したと認められるとき
- オ 入札に際し不正の行為があったとき
- カ 入札に添付書類の提出が求められている場合にあつては、添付書類を提出しないとき、又は不備があったとき
- キ 委任状を提出しない代理人が入札したとき

- ク 入札書に記名押印を欠くとき
- ケ 入札書に誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- コ その他新潟市契約規則及び関係規程に規定する事項に違反して入札をしたとき

4 落札者の決定方法

- (1) 事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。
- (2) 入札参加者から提出された提案書は、落札者決定基準に基づき、学識経験者、市職員で構成する評価委員会において評価を行う。入札参加者に提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として市に報告する。
- (3) 市は、評価委員会の評価結果を踏まえて、落札者を決定する。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
 - ア 設計・建設における保証
建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の10分の1以上の額を契約締結日までに契約保証金として納付するものとする。
なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、建設工事請負契約書（案）を参照のこと。
 - イ 運営期間における保証
運営事業者は、運営業務委託契約に定める契約金額の総額を20で除した額の10分の1以上の額を運営期間の各事業年度につき、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付するものとする。
なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、運営業務委託契約書（案）を参照のこと。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 議会の議決
有（建設工事請負契約のみ）
- (6) 当該調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(7) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Type and amount of services to be procured

The design, construction, maintenance, and operation of the new Niigata City Kameda Waste Disposal Center

Quantity: 1 set

(2) Deadline for the completion of contracted services

March 31, 2050

(3) Date and time for submission of application forms and relevant documents for qualifications for participating in the tendering procedures

3:00 p.m. June 21, 2024

(4) Date and time for submission of tenders

3:00 p.m. October 25, 2024

(5) Contact and inquiries

Maintenance Group, Recycling Promotion Division, Environmental Affairs Department,

Niigata City Office

1-602-1 Gakkocho-dori, Chuo Ward, Niigata City

951-8550 Japan

Phone: 025-226-1427 (From outside Japan: +81-25-226-1427)

E-mail: junsui@city.niigata.lg.jp

新潟市契約公告第16号

特定調達契約（建設工事）に係る競争入札参加者の資格に関する公告

新潟市が発注する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される契約（「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者の令和6年度における建設工事の資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

令和6年4月26日

新潟市長 中原 八一

- 1 申請できる資格の区分
建設工事
- 2 申請できる工種
別表に掲げる工種（特定調達契約に係る入札に参加しようとする場合は5工種を超えて登録できる）
- 3 入札参加資格審査の申請を必要とする場合
次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公告に基づく申請を必要とする。
 - (1) 令和5・6年度新潟市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」）に登載がないが、入札に参加しようとする場合
 - (2) 名簿に登載のある者が、既に登録のある工種以外の工種について入札に参加しようとする場合
- 4 入札に参加することができる者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項（同第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しない者
 - (2) 新潟市税を滞納していない者
 - (3) 法人税若しくは所得税を滞納していない者
 - (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - (5) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）へ加入している者、または加入義務がない者
 - (6) 登録を希望する工種に対応する建設業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受け1年以上営業しており、かつ同法第27条の23第1項に定める経営事項審査（入札参加資格審査の申請日時点で有効かつ最新のものに限る。以下「経審」という。）を受けており、同経審において経営規模等評価結果及び総合評定値を通知されていること。
 - (7) 次のア～キのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員である者
 - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - オ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的

に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

5 資格審査の提出書類

入札に参加しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 新規申請の場合

- ア 提出書類点検票及び受付票
- イ 入札参加資格審査申請書（電子申請時に出力）
- ウ 電子申請受付完了画面（電子申請時に出力）
- エ 委任状（委任する場合のみ）
- オ 建設業許可申請書様式第一号の写し
- カ 建設業許可申請書別紙2「営業所一覧表」の写し（委任する場合のみ）
- キ 建設業許可通知書の写し（大臣許可又は県知事許可）
- ク 経営規模等評価結果通知書総合評定通知書の写し
- ケ 使用印鑑届
- コ 種目別の施工実績に関する調書（実績が必要な種目を申請する場合のみ）
- サ 技術職員名簿
- シ 暴力団等の排除に関する誓約書
- ス 国税の納税証明書
- セ 新潟市税の納税証明書（新潟市内に事業所がある場合のみ）
- ソ 返信用封筒

(2) 登録工種の追加・変更の場合

上記イ、ウ、カ、ク、コ及び申請工種に係るキ、サ

6 申請において使用する言語等

- (1) 申請書及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。なお、提出書類のうち外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (2) 申請書及び提出書類に用いる金額は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

7 申請書類の入手方法

新潟市ホームページから取得することができる。
また、新潟市財務部契約課で交付する。

8 申請の時期

令和6年4月26日から令和6年6月14日

9 申請方法

提出書類は、新潟市ホームページからインターネットによる電子申請を実施後、下記13の場所に持参又は郵送すること。

10 資格審査結果の通知

資格審査結果は、審査終了後に通知を行う。

11 資格の有効期間

資格開始の日から令和7年3月31日まで
ただし、特定調達契約に係る入札・契約手続きに限る。

12 その他

申請書の記入方法及び提出書類の詳細は、特定調達契約に係る令和5・6年度新潟市建設工事入札参加資格審査申請書提出要領（以下「要領」）による。

要領は新潟市ホームページより取得することができる。

13 申請書の提出先及び照会先

郵便番号 951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課工事契約係

電話 025-226-2217

別表

01	土木一式
02	建築一式
03	大工
04	左官
05	とび・土工・コンクリート
06	石
07	屋根
08	電気
09	管
10	タイル・れんが・ブロック
11	鋼構造物
12	鉄筋
13	舗装
14	しゅんせつ
15	板金
16	ガラス
17	塗装
18	防水
19	内装仕上
20	機械器具設置
21	熱絶縁
22	電気通信
23	造園
24	さく井
25	建具
26	水道施設
27	消防施設
28	清掃施設工事
29	解体

新潟市契約公告第17号

特定調達契約（建設コンサルタント）に係る競争入札参加者の資格に関する公告

新潟市が発注する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される契約（「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者の令和6年度における建設コンサルタント業務の資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

令和6年4月26日

新潟市長 中原 八一

- 1 申請できる資格の区分
建設コンサルタント
- 2 申請できる業種
別表に掲げる業種
- 3 入札参加資格審査の申請を必要とする場合
次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公告に基づく申請を必要とする。
 - (1) 令和5・6年度新潟市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」）に登録がないが、入札に参加しようとする場合
 - (2) 名簿に登録のある者が、既に登録のある業種以外の業種について入札に参加しようとする場合
- 4 入札に参加することができる者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項（同第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しない者
 - (2) 新潟市税を滞納していない者
 - (3) 法人税若しくは所得税を滞納していない者
 - (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - (5) 特定調達契約に係る令和5・6年度新潟市建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書提出要領別表の左欄に掲げる業務の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる者
 - (6) 次のア～キのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員である者
 - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - オ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 5 資格審査の提出書類
入札に参加しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 新規申請の場合

- ア 提出書類点検票及び受付票
 - イ 入札参加資格審査申請書（電子申請時に出力）
 - ウ 電子申請受付完了画面（電子申請時に出力）
 - エ 委任状（委任する場合のみ）
 - オ 使用印鑑届
 - カ 履歴事項全部証明書
 - キ 委任先の所在地が確認できる書類（新潟市内の支店・営業所等に委任する場合のみ）
 - ク 委任先の内観及び外観写真（新潟市内の支店・営業所等に委任する場合のみ）
 - ケ 建設コンサルタント業務資格者等調査表（建設コンサルタント（建築関係、土木関係）、地質調査を申請する場合のみ）
 - コ 技術職員経歴書
 - サ 営業実績等確認一覧表
 - シ 登録証明書の写し（登録規定に基づく登録を受けている業種（種目）を申請する場合のみ）
 - ス 営業実績があることを証明する書類（登録規定に基づく登録を受けていない業種（種目）、調査・試験業務、その他の業務を申請する場合のみ）
 - セ 暴力団等の排除に関する誓約書
 - ソ 国税の納税証明書
 - タ 新潟市税の納税証明書（新潟市内に事業所がある場合のみ）
 - チ 返信用封筒
- (2) 登録業種の追加・変更の場合
上記イ、ウ、ケ、コ、サ、シ、ス
- 6 申請において使用する言語等
- (1) 申請書及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。なお、提出書類のうち外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - (2) 申請書及び提出書類に用いる金額は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- 7 申請書類の入手方法
新潟市ホームページから取得することができる。
また、新潟市財務部契約課で交付する。
- 8 申請の時期
令和6年4月26日から令和6年6月14日
- 9 申請方法
提出書類は、新潟市ホームページからインターネットによる電子申請を実施後、下記13の場所に持参又は郵送すること。
- 10 資格審査結果の通知
資格審査結果は、審査終了後に通知を行う。
- 11 資格の有効期間
資格開始の日から令和7年3月31日まで
ただし、特定調達契約に係る入札・契約手続きに限る。
- 12 その他
申請書の記入方法及び提出書類の詳細は、特定調達契約に係る令和5・6年度新潟市建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書提出要領（以下「要領」）による。
要領は新潟市ホームページより取得することができる。

- 13 申請書の提出先及び照会先
郵便番号 951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課工事契約係
電話 025-226-2217

別表

01	測量
02	建築関係建設コンサルタント
03	土木関係建設コンサルタント
04	地質調査
05	補償コンサルタント
06	不動産鑑定
07	土地区画整理
08	調査・試験
09	その他

落札者等の公告

新潟市物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号）第11条の規定に基づき、下記のとおり落札者等について公告します。

令和6年4月26日

新潟市長 中原八一

- 1 物品等又は特定役務の名称及び数量
新潟市電子入札システム機器更新等業務委託 一式
- 2 事務を担当する部課等の名称及び所在地
新潟市財務部契約課
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
- 3 相手方を決定した日
令和6年4月10日
- 4 相手方の氏名及び住所
日本電気 株式会社 新潟支店
支店長 伊藤 孝寛
新潟市中央区万代3丁目1番1号
- 5 契約金額
62,315,000円
- 6 相手方を決定した手続
一者随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号